



平成25年 9 月 5 日

各 位

会 社 名 株式会社ビューティ花壇
(コード番号：3041 東証マザーズ)
本社所在地 熊本県熊本市南区流通団地 1-46
代表者 代表取締役社長 三島 美佐夫
問 合 せ 先 取締役コーポレート本部長 須浪 薫
TEL (096) 370-0004 (代表)

訴訟の決定（上告審）に関するお知らせ（当社の勝訴確定）

当社は、平成22年 1 月11日、当社元代表取締役小田敬史及び当社元取締役高山浩司を被告として、東京地方裁判所に対して、下記 1 記載のとおり損害賠償請求訴訟を提起しておりました。同訴訟に伴い、被告ら兩名から当社に対し、下記 2 及び 3 記載のとおり役員報酬請求や損害賠償等の反訴が提起されております。

東京地裁においては、当社の請求が棄却された（被告らの反訴請求については、役員報酬のみを認容し、損害賠償等については棄却。）ものの、その後の当社による東京高等裁判所への控訴の結果、東京高等裁判所において、下記 4 記載のとおり、当社の請求の大部分を認める内容の当社勝訴判決が下されておりました（なお、被告ら兩名は、反訴請求のうち損害賠償請求等にかかる部分について棄却した東京地裁の判決に対して控訴等をしませんでしたので、この部分についてはすでに棄却判決が確定しております。）。

上記東京高等裁判所の判決に対しては、平成25年 3 月29日付「判決に対する上告のお知らせ」でお知らせいたしましたとおり、被告ら兩名及び当社の 3 者から上告及び上告受理申立てがなされておりましたが、平成25年 9 月 3 日（当社が決定書の送達を受けた日は同月 5 日）、最高裁判所によって、被告ら兩名及び当社の上告をいずれも棄却するとともに、上告審として受理しない旨の決定が言い渡され、その結果、当社勝訴の控訴審の判決（当社勝訴）が確定しましたので、お知らせいたします。

記

1 当社による訴訟の概要

- ①訴訟を提起した相手 当社元代表取締役 小田 敬史
当社元取締役 高山 浩司
- ②訴訟内容 損害賠償請求
- ③請求金額 2,027 万 2,001 円 およびこれに対する平成 22 年 1 月 26 日
から支払い済みまで年 5%の割合による金員

2 小田氏による反訴の概要

- ①反訴内容 取締役報酬請求
名誉毀損による損害賠償請求と謝罪文の掲載請求
- ②請求金額 1,237 万 7,060 円 及び、うち取締役報酬請求 137 万 7,060 円に対する平成 21 年 11 月 1 日から支払済みまで年 6%、
うち名誉毀損による損害賠償請求 1,100 万円に対する平成 22 年 1 月 12 日から支払済みまで年 5%の割合による金員

3 高山氏による反訴の概要

- ①反訴内容 取締役報酬請求
- ②請求金額 101 万 3,328 円 及びこれに対する平成 21 年 11 月 1 日から
支払い済みまで年 5%の割合による金員

4 控訴審判決の概要

- ①原告の請求（2,027 万 2,001 円及び遅延損害金）のうち、
1,760 万 9,612 円及び遅延損害金の限度で請求を認容する。
- ②原告の請求の残りは棄却する。
- ③小田氏の反訴請求（役員報酬請求）は棄却する。
- ④高山氏の反訴請求（役員報酬請求）は棄却する。

5 今後の見通し

本件が、平成 26 年 6 月期の連結業績予想に与える影響については、現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上